

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html

執行機関名 新宿区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの 【特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定による就学奨励に準じて新宿区教育委員会が行う特別支援教育就学奨励事務】
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表教育委員会の項 就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第1条	特別支援教育就学奨励事業の実施について(平成29年9月11日付け29新教学学第2249号)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	平成29年度における就学奨励費の支給について、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」及び「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」により、新宿区に住所を有し、学校教育法施行令第1条の小・中学校に就学する、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒又は、特別支援学級(教室)に就学する児童生徒及びその保護者を対象に、下記のとおり実施する。
⑦独自利用事務の関連規範		特別支援教育就学奨励事業の実施について(平成29年9月11日付け29新教学学第2249号)